

教育文化常任委員会

令和4年3月14日（月）

教育文化常任委員会

定例会名 令和4年第1回定例会
招集日時 令和4年3月14日(月) 午後2時00分
招集場所 議場

出席委員 7名

委員 長	長 田 麻 美
副 委 員 長	鈴 木 勝 利
委 員	黒 木 のぶ子
〃	柳 井 哲 也
〃	遠 藤 憲 子
〃	守 屋 常 雄
〃	池 辺 己実夫

出席説明員

教 育 長	染 谷 郁 夫
教 育 部 長	吉 田 茂 男
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子

議会事務局出席者

書 記	森 田 明
書 記	椎 名 紗央里

令和4年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育文化常任委員会

議案第4号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

午後2時00分開会

○長田委員長 ただいまから教育文化常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、教育長、教育部長、教育委員会次長兼学校教育課長、教育委員会次長兼生涯学習課長であります。書記として、森田さん、椎名さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第4号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。これより議事に入ります。

議案第4号、牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第4号について、提案者の説明を求めます。教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 生涯学習課、大里です。よろしくお願ひいたします。

議案第4号、牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正の概要は、エスカード生涯学習センター内エスカードホールに新しく設置するプロジェクターの使用料を定める改正を行うものでございます。

今回の整備は、プロジェクターの設置及びインターネットによる配信環境の整備を行うことで、施設の付加価値を高めるとともに、新たなニーズに対応した施設運営を図る考えでございます。また、施設の優位性を確保することで、駅前という好立地であることとの相乗効果により、イベントの誘致や新規顧客の獲得など利用率の向上を目指してまいります。

次に、使用料についてでございますが、午前、午後、夜間を各1回といたしまして、1回当たりの使用料を1,870円といたすものでございます。生涯学習センターは午前、午後、夜間の3枠で貸出しを行っておりますので、1枠の場合は1,870円、2枠の場合は3,740円、3枠の場合は5,610円となります。

条例の施行日は令和4年4月1日からとなります。

説明は以上です。

○長田委員長 これより議案第4号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願ひます。遠藤委員。

○遠藤委員 4号について若干質問をいたします。

まず、使用料の算出根拠ですね。1,870円とした算出根拠はどうかということ。プロジェクターの購入費用、全体の費用、そのほかインターネットの環境整備等もあるということなので、それに付随する費用は幾らになるかということ。

それと、精密機械ではないかと思っておりますので、どのくらいの使用時間、使用期間というんです

か、それを想定しているのかというところ、その辺をお伺いします。

○長田委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 まず、金額の根拠でございますけれども、プロジェクター本体及び周辺機器に係る費用といたしまして約270万円となりますけれども、それを年間の開館日数357日、あと耐用年数、こちらがプロジェクターは5年となります。あと、想定稼働率、こちらは30%と今回みなしておりますが、これは中央生涯学習センターにありますプロジェクターの稼働率を参考としたものでございます。そちらから割り出した機械の損料の計算を参考とさせていただいております。

次に、全体の費用でございますけれども、今回の導入経費全体で税込み933万9,000円という形になります。こちらが、今回の契約相手方、NTTになりますが、こちらと契約を取らした契約の金額ということになります。先ほど算定の根拠を申し上げましたが、そのうち270万円というのはプロジェクター本体とその周辺機器のみの金額の270万円という形になります。

使用期間になりますけれども、一応耐用年数は5年ということとなっておりますけれども、多分これの倍ぐらいは使える期間、10年ぐらいは使えるのではないかなというふうに想定しております。

以上です。

○長田委員長 はい。遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、一応今のところは5年ぐらい使えるということでNTTとの契約になっているということなんですけれども、例えばメンテナンスですね、そういうようなものもこの金額の中に入っているのか。

5年ということなんですけれども、今、こういう機器というのは大変いろいろと開発等でどんどんやっぱり変わると思うので、そういう場合の対応をどうしていくのか。

それともう一つ、例えば、今これはエスカードで附属ということなんですけど、ほかの例えば文化ホールとかそういうものに貸与するような状況などもできるのか、そこもちょっと伺います。

○長田委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 お答えいたします。

メンテナンスにつきましては、こちらの機械そのものが3万時間という時間までは保証できるということになっておりますので、その時間を越えた段階で保守の契約をするような形にはなるかと思えます。

更新についてなんですけれども、一応耐用年数5年というふうになってはいますが、それ以降保守を丁寧にやることで10年ぐらいはもつのかなというふうには考えておりますので、そちらの状況を見ながら更新については考えていきたいと思っております。

文化ホールのほうにこちらの機械を利用できるのかという御質問でございますけれども、こちらはエスカードホールに据付けということで設定をしております。投映するのが舞台の奥の壁のところになりますけれども、そちらの距離と機械との距離ですね、投映する長さをきちんと測っ

た上でレンズを専用のものにしておりますので、据付けでエスカードホールのみを使用するという設定であります。文化ホールにつきましては、まだ据付けのプロジェクターの購入のほうは考えておりませんが、改修工事が終了した段階でそういったことも検討していくべきではないかというふうには考えております。

以上です。

○長田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 すみません。ちょっと関連した、先ほど御説明がありましたときに、イベントとか顧客の誘致というような御説明もありました。どのようなイベント、そういうものを想定されて、前にこのエスカードホールでeスポーツのデモンストレーション等もやりましたので、そういうものも含めて、このプロジェクターはかなり精密なのでいろんな活用方法があると思うんですけども、イベント等はどのようなことを想定されているのか、その辺も確認をしたいと思います。

○長田委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 今回、プロジェクターを導入したわけなんですけど、通常のプレゼンテーションはもちろんでございますけれども、映像を活用しました例えば企業説明会ですとか映画の鑑賞会、またはeスポーツにも対応できるようなスペックとなっております。

また、このたび配信設備の導入もしたわけなんですけれども、例えば、ホール内の様子を動画配信をできるような環境を整備させていただいております。現在、コロナ禍におきまして定員の50%という人数制限をさせていただいているところがございますけれども、入場できない方々に対しましてもスマホやパソコンから会場の模様を御覧いただくことができるようになります。

以上でございます。

○長田委員長 ほかにございますか。ありませんか。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 それでは、ただいまのこのプロジェクターに関しての関連する質問なんですけれども、エスカードホールの利用状況、利用件数というか、コロナ禍でなかなか利用件数もそんなに多くはないと思うんですけども、今年度というか直近の利用件数、それから最近のエスカードホールの利用状況の推移とかも分かれば教えていただければと思います。

○長田委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 では、エスカードホールの利用状況という御質問なので、利用率のほうをお答えさせていただきたいと思います。

まず令和2年度なんですけど、こちらはコロナ禍の影響をかなり受けまして利用率につきましては19.4%となっております。令和元年度が39.2%、平成30年度が40.3%、平成29年度が41.2%という形になっておりますので、コロナの影響を受けなければ大体40%前後というような形になります。

以上です。

○長田委員長 ほかに。遠藤委員。

○遠藤委員 申し訳ありません。先ほど午前、午後、夜間というふうに時間が区切られていると

ということなのですが、午前は何時から何時、午後は何時から何時、夜間は何時から何時、ちょっと基本的なところですが、そこをお願いします。

○長田委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 お答えいたします。

まず午前が10時から12時、午後が午後1時から午後5時、夜間が午後6時から午後9時というふうになっております。

以上です。

○長田委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長田委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長田委員長 以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○長田委員長 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして教育文化常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時15分閉会